

○旅費規程

平成15年10月1日
平成15年度規程第24号

一部改正	平成16年6月7日平成16年度規程第16号
一部改正	平成16年10月1日平成16年度規程第31号
一部改正	平成17年4月1日平成17年度規程第10号
一部改正	平成18年3月31日平成17年度規程第48号
一部改正	平成19年3月30日平成18年度規程第41号
全部改正	平成20年3月1日平成20年度規程第12号
一部改正	平成20年10月31日平成20年度規程第26号
一部改正	平成21年3月31日平成20年度規程第47号
一部改正	平成21年7月15日平成21年度規程第23号
一部改正	平成22年3月26日平成21年度規程第56号
一部改正	平成26年1月1日平成25年度規程第21号
一部改正	平成26年3月31日平成25年度規程第46号
一部改正	平成27年3月31日平成26年度規程第68号
一部改正	平成27年4月30日平成27年度規程第2号
一部改正	平成27年8月31日平成27年度規程第8号
一部改正	平成29年3月8日平成28年度規程第31号
一部改正	平成30年10月12日平成30年度規程第7号
一部改正	平成30年11月14日平成30年度規程第9号
一部改正	2019年4月19日2019年度規程第1号
一部改正	2021年3月31日2020年度規程第64号

第1章 総則

(適用)

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員及び嘱託（以下「職員等」という。）又は職員等以外の者が機構の業務のため出張する場合における旅費の支給は、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 出張 職員等又は職員等以外の者が機構の業務（以下「業務」という。）のため一時その在勤事務所（常時勤務する在勤事務所がない職員等及び職員等以外の者については、その住所又は居所。以下同じ。）を離れて移動をすることをいう。
- 二 出張命令権者 別表第1又は別表第2の右欄に掲げる職員等に対して出張命令を発する同表左欄に掲げる者及び職員等以外の者に対して出張依頼を行う者をいう。
- 三 内国出張 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその付属の島をいう。以下同じ。）における出張をいう。
- 四 外国出張 本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における出張

及び外国における出張をいう。

五 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に移動し、又は転勤を命ぜられた職員等がその転勤に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に移動することをいう。

六 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に転居のため移動することをいう。

七 扶養親族 職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。

八 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何等級」という場合は、職員給与規程第3条別表第1、一般任期付職員給与規程第3条別表第1、特定任期付職員給与規程第3条別表及び特定任期付職員（特定事務職員）給与規程第3条別表第1に掲げるものをいい、特定分野専門職員給与規程の適用を受ける者は2等級とする。

3 この規程において「何々地」という場合は、本邦にあっては市町村の存する地域（都については特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。ただし、「在勤地」という場合には、在勤事務所から8キロメートル以内の地域をいう。

4 この規程において「近距離地域」という場合は、在勤事務所からの移動距離が片路50キロメートル未満の地域をいう。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、出張諸費、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、出張雑費、死亡手当及び傷病手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道による移動について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路による移動について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、空路による移動について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）移動について、実費額により支給する。

6 出張諸費は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ内国出張にあっては上限額の範囲内により支給し、外国出張にあっては定額により支給する。

9 着後手当は、外国赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

11 支度料は、本邦から外国への又は外国相互間の赴任について、定額により支給する。

12 出張雑費は、外国への出張又は赴任に伴うものについては、実費額により支給する。

13 死亡手当は、第4条第2項第3号又は第6号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 傷病手当は、第4条第2項第1号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

（旅費の支給対象）

第4条 職員等が出張又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

2 次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給することができる。

一 職員等が出張中に業務のため負傷し、又は疾病にかかり療養又は帰任のため扶養親族の看護を必要とする場合は、その職員等の扶養親族

二 職員等が出張又は赴任のための内国出張中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う移動を必要としない場合を除く。）は当該職員等

三 職員等が出張又は赴任のための内国出張中に死亡した場合は、当該職員等の遺族

四 職員等が死亡した場合において、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合は、当該遺族

五 職員等が外国の在勤地において退職又は休職（以下「退職等」という。）となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国出張中に退職等となった場合（当該退職等に伴う移動を必要としない場合を除く。）は、当該職員等

六 職員等が外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国出張中に死亡した場合は、当該職員等の遺族

七 外国在勤の職員等が死亡した場合において、当該職員等の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合は、当該遺族

八 外国在勤の職員等の配偶者が、当該職員等の在勤地において死亡し、又は赴任もしくは帰任時において移動中に死亡した場合は、当該職員等

九 休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を移動する場合は、当該職員等

十 第35条の規定により職員等の子女で一時呼寄せを許された者が本邦と在勤地との間を移動する場合には、当該子女

3 就業規則第28条第1項第2号及び第5号若しくは第34条第1項第5号及び第6号（当該条項が準用される場合を含む）に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により職員等が解雇等された場合は、旅費は支給しない。

4 職員等以外の者が機構の依頼又は要求に応じ、業務を遂行するため出張した場合は、その者に対し旅費を支給する。

5 職員に採用を予定されている者が呼出に応じ出頭した場合は、その者に対し旅費を支給する。

6 第2項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の規定により旅費を支給すべき扶養親族又は遺族（第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）については、その都度理事長がこれを定める。

7 この規程により旅費の支給を受けた者が自己の責に帰さない事由により旅費の全部又は一部を喪失した場合は、次の各号に定める額を支給することができる。

一 現に所持していた旅費額（切符額を含む。）の全部を喪失した場合は、その喪失したとき以後の移動を完了するため、この規程の定めにより支給することのできる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合は、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し

引いた額

8 この規程により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に出張命令又は出張依頼を取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該出張についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該移動についてこの規程により支給を受けることができた移転料及び支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

三 出張雑費

四 扶養親族移転料については、前2号に準じて計算した額

(出張命令等)

第5条 出張は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

2 出張依頼を行う場合における出張命令権者は、組織規程の所属長とする。

3 出張命令権者は、業務上必要と認める場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

4 出張命令権者は、自らその必要性を認める場合又は出張者から業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合は、既に発した出張命令等を変更することができる。

5 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更した場合は、出張者又は出張依頼を担当する者に様式第1の出張命令・依頼書又は様式第2の出張命令・依頼書変更（以下「出張命令書等」という。）に当該出張等に関する事項を記載させ、これを申請させなければならない。ただし、これを申請させるいとまがない場合は、出張後できるだけ速やかに申請させることができる。

(出張命令書等の決裁範囲)

第6条 出張命令書等の決裁者は、本部、支部及び海外事務所にあつては当該出張命令を受ける者の直近上位の役職員（管理監督の地位にあるものに限る。）及び当該命令権者とする。

2 外国出張の出張命令を受ける者が、役員（監事を除く。）、理事長が指名する者（以下「理事長指名者」という。）、支部長、本部の部長（部長相当職を含む。）及び海外事務所の職員（赴任する場合に限る。）の場合にあつては、国際部担当理事及び国際部長の決裁を併せて得るものとする。

3 出張命令権者が出張依頼を行う場合における出張命令書等の決裁者については、当該命令権者及びその直近下位の者とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、決裁者の直近下

位の者又は決裁者が指定する者が当該決裁者に代わって決裁することができるものとする。

- 一 決裁者が不在であって、かつ、緊急やむを得ないとき。
- 二 決裁者があらかじめ直近下位の者又は指定する者に指示しているとき。

5 前項第一号の規定により、決裁者に代わって決裁した者は、事後、速やかに代わって決裁を行った旨を決裁者に報告しなければならない。

(出張命令等に従わない出張)

第7条 出張者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（第5条第4項の規定により変更された出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って出張することができない場合は、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更を申請しなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更を申請するいとまがない場合は、出張命令等に従わないで出張した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更を申請しなければならない。

3 出張者が、前2項の規定による出張命令等の変更を申請せず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令等に従った限度の出張に対する旅費についてのみの支給を受けることができる。

第2章 旅費の支給

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって移動し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 内国出張において、前項に規定する計算にあつては、経済性及び移動効率等を踏まえた最適な移動の経路及び方法とする。

3 旅費は、原則として、在勤事務所を発着地として計算する。ただし、都合により在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに出張する場合は、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該出張については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

4 前項の規定において、目的地までの行程で支給されている通勤手当の区間が重複する場合は、その区間を除き計算することとする。

(出張日数)

第9条 旅費計算上の出張日数は、出張のため現に要した日数による。ただし、出張命令権者が業務上必要と認めた場合を除き、用務を伴わない移動のうち、鉄道移動にあつては200キロメートル、水路移動にあつては100キロメートル、陸路移動にあつては25キロメートルを通算して超えない場合は日数から除き、宿泊は認めないものとする。

(旅費の調整)

第10条 出張者が同一地域に滞在する場合における出張諸費及び宿泊料は次のとおりとする。

- 一 内国出張にあつては、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合はその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合はその超える日数について定額の10分の2に相当する額を定額から減じた額
 - 二 外国出張にあつては、その区域に到着した日から起算して滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の3に相当する額を定額から減じた額
- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。
 - 3 出張者が、交通機関、宿泊施設を無料で利用して出張したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料を支給することが適当でない場合には、支給しないものとする。
 - 4 業務上、出張者が指定された宿泊先に滞在せざるを得ない場合及び指定された交通機関を利用しなければならない場合における交通費、宿泊料が、本規程による定額を超える場合は、その指定された料金を支給することとする。
 - 5 前項にかかげる指定された宿泊料等を、会議等への参加費（以下、「参加費等」という。）とし一括して支払わなければならない場合においては、参加費等の支出にかかる所定の手続きにより一括支出し、旅費による宿泊料等を支給しないものとする。
 - 6 次の各号に該当する出張については、当該出張における旅費から各号に定める額を減額して支給するものとする。
 - 一 出張行程中、午前又は午後のみで出張が完了する場合は、当該出張日の出張諸費の2分の1
 - 二 出張行程中、全行程で公用車を利用する場合は、当該出張日の出張諸費の2分の1
 - 三 出張行程中、用務がなく、かつ、用務のための移動がない場合は、当該出張日の出張諸費の2分の1
 - 7 1日の移動において出張諸費（扶養親族移転料のうち出張諸費に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合は、額の多い方の定額による出張諸費を支給する。
 - 8 職員の職務の級が溯つて発令された場合は、その職員が発令日の日付以降に行った出張に対して既に支給された旅費について、その発令に伴う旅費の増額又は減額は行わない。
 - 9 出張命令権者は、出張者がこの規程による旅費により出張することがその出張における特別の事情により、又はその出張の性質上困難であると認めた場合には、実際に要した旅費を支給することができる。
 - 10 その他旅費の調整等については、別に定めるところによる。
（年度区分）

第11条 鉄道、水路、空路又は陸路移動中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合は、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続等）

第12条 本部及び支部の職員等が旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給又は変更を受

けようとする場合は、次の各号に掲げる様式により経理部長に提出しなければならない。

一 内国・外国出張旅費請求書（様式第3）

二 赴任旅費請求書（様式第4）

2 海外事務所の職員等が旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給又は変更を受けようとする場合は、前項第1号に掲げる様式により当該海外事務所長に、前項第2号に掲げる様式により経理部長に提出しなければならない。

3 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、やむを得ない理由のため出張命令権者の承認を得た場合を除き、その出張の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、旅費の精算をしなければならない。

4 近距離地域内における出張（出張諸費及び宿泊料を伴わないものに限る。）においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、外勤届（様式第5）により交通費を請求するものとする。

5 職員等以外の者に係る旅費については、第1項第1号に規定する内国・外国出張旅費請求書及び前項に規定する外勤届を準用し支給することができる。

6 職員等は、旅費の請求をするにあたり、第10条第3項及び第4項の規定に該当する場合には、内国・外国出張旅費請求書にその旨を記載しなければならない。

（職員等以外の者の旅費）

第13条 第4条第4項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、出張命令権者が業務の内容及び職員等との均衡を考慮して定める相当階級に応じた職員等の相当の旅費とする。

（採用予定者の旅費）

第14条 第4条第5項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職階相当の旅費とする。

（扶養親族及び遺族の旅費）

第15条 第4条第2項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の規定により扶養親族及び遺族に支給する旅費は、職員等及び職員等以外の者がその出張について支給される旅費の職階区分に応じて支給する。

（特別退職者に対する帰住のための旅費）

第16条 就業規則第28条第1項第3号及び第4号（当該条項が準用される場合を含む）の規定により解雇された職員がその退職の日の翌日から3カ月以内に帰住する場合は、退職時の職階区分に応じ、赴任の例に準じて旅費を支給する。

（近距離地域の旅費）

第17条 内国及び外国における近距離地域にかかる出張の旅費は、次の各号に規定する額による。

一 鉄道賃、船賃又は車賃のうち現に支払った額

二 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、内国出張においては別表第3、外国出張においては別表第5に掲げる出張諸費及び宿泊料

（死亡手当及び傷病手当）

第18条 死亡手当の額は、内国出張及び赴任においては別表第3、外国出張及び赴任においては別表第5の定額による。ただし、理事長が認める場合においては、この限りでは

ない。

2 傷病手当の額は、前項の額の2分の1に相当する額による。

第3章 内国出張の旅費

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第19条 鉄道賃及び船賃の額は、その乗車又は乗船に要する普通旅客運賃を支給する。

2 急行料金を徴する線路による移動の場合にあっては、次の区分によりそれぞれの急行料金を支給する。

一 特別急行料金1回乗車の区間100キロメートル以上の場合

二 普通急行料金1回乗車の区間50キロメートル以上の場合

3 座席指定料金を徴する車を運行する線路で片道100キロメートル以上の移動をするときは座席指定料金を支給する。

4 役員及び理事長指名者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路又は特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による移動をする場合(第2条第4項に規定する近距離地域へ出張する場合を除く。)には、前項に規定する普通旅客運賃のほか特別車両料金又は特別船室料金を支給する。

5 寝台料金を徴する車を運行する線路による移動にあっては、片道500キロメートル以上の場合に限り寝台料金を支給する。

6 航空賃の額は、現に支払った運賃とする。ただし、航空賃の支給は、その業務の性質上出張命令権者が航空機の利用を必要と認めた場合に限る。

7 車賃は、出張諸費の2分の1を超えた部分につき、実費額により支給する。

(出張諸費及び宿泊料)

第20条 出張諸費及び宿泊料の額は、別表第3の定額による。

2 第2条第4項に規定する近距離地域へ出張する場合における出張諸費は、第17条第2号の規定に定める場合を除き、支給しないものとする。

3 前条第5項により寝台料金を支給する場合における車中の宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第3の定額の2分の1に相当する額による。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第4の額を上限として現に要した額

二 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第4の額の2分の1に相当する額を上限として現に要した額

三 赴任の際扶養親族を移転せず、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1号の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、前号の規定を適用した場合における移転料の額を差し引いた額

2 出張命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族の移転料の額は、次の各号の規定により算出した金額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次により算出した金額の合計額
 - イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに出張諸費及び宿泊料の3分の2に相当する額
 - ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額
 - ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員等相当の出張諸費及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃及び航空賃の2分の1に相当する金額を加算した額とする。
 - 二 前号イからハまでの規定により出張諸費及び宿泊料の額を計算する場合において当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。
- (移転料及び扶養親族移転料の特例)

第23条 機構の住宅に居住する職員等が機構の都合により住宅を明け渡した場合は、前2条の規定にかかわらず、その移転のために現に要した費用を支給する。

第4章 外国出張の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第24条 外国出張中本邦を通過する場合には、その本邦内の出張について支給する旅費は、前章の規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの出張諸費及び宿泊料又は本邦に到着した日までの出張諸費については、本章に規定するところによる。

- 2 前項本文の場合において、第22条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。
- (鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに特別料金による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路、水路又は空路（以下本条において「路線」という。）による移動の場合は次に規定する運賃
 - イ 理事長及び副理事長については、最上級の運賃
 - ロ 理事、理事長指名者、監事、1等級以上の職員及び長時間にわたる航空路による出張として別に定めるもの（以下「特定航空出張」という。）をする2等級の職員については、最上級の直近下位の級の運賃

- ハ その他の職員については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
 - 二 運賃の等級を2階級に区分する路線による移動の場合は、次に規定する運賃
 - イ 役員、理事長指名者、1等級以上の職員及び特定航空出張をする2等級の職員については、上級の運賃
 - ロ その他の職員及び嘱託については、下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない路線による移動の場合には、現に要する運賃
 - 四 業務上の必要により特別の座席又は船室等の設備を利用した場合には第1号から第3号までに規定する運賃のほか、その座席又は船室等のため現に支払った料金
 - 五 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第1号から第4号までに規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金
- 2 車賃は、出張諸費の2分の1を超えた部分につき、実費額により支給する。
(出張諸費及び宿泊料)

第26条 出張諸費及び宿泊料の額は移動先の区分に応じた別表第5の定額による。ただし、他の特別な定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 前条第1項第5号により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず移動先の区分に応じた別表第5の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 宿泊料は、水路及び空路による移動については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。
(移転料)

第27条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第6の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- 一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人をこえる者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
 - 二 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）に、その100分の10に相当する額を加算した額
 - 三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる陸路の距離が別表第7に掲げる場合には、定額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが、第29条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可のあった日における居住地から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額を差し引いた額による。
- 4 移転料の額を計算する場合において、その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における親族とみなして、前各項の規定を適用する。

(着後手当)

第28条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第5の出張諸費及び宿泊料の10日分に相当する額による。

2 新在勤地が本邦である場合の着後手当の額は、前項の規定にかかわらず、別表第3の出張諸費の5日分及び宿泊料の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第29条 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

一 赴任の際理事長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

二 外国に在勤中理事長の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

三 本邦から外国に赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び出張雑費の全額並びに出張諸費、宿泊料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額

二 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び出張雑費の全額並びに出張諸費、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額。ただし、航空賃については、前号に規定する額の100分の75に相当する額による。

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第22条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 前2項の規定により、出張諸費、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 第27条第5項の規定は、第2項及び第3項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第30条 支度料の額は、赴任の区分に応じた別表第6の定額による。

2 本邦から外国に赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けた者である場合には、その者に対して支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による定額から、その赴任を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。ただし、その額が前項の規定による

定額の4分の1に満たない場合には、同項の定額の4分の1に相当する額とする。

- 3 外国在勤の職員等が、他の外国に赴任を命ぜられた場合において支給する支度料の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(出張雑費)

第31条 出張雑費の額は、出張者の予防注射料、健康証明料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、入出国手数料、空港利用税及び受託手荷物手数料の実費額による。

(退職者等の旅費)

第32条 第4条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 外国在勤の職員等がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費
- イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職階相当の出張諸費及び宿泊料
- ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
- ① 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職階相当の出張諸費及び宿泊料。ただし、出張諸費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。
- ② 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属事務所所在地までの前職階相当の旅費(着後手当を除く。)
- 二 職員等が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う移動をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 三 外国在勤の職員等が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う移動をしたときは、次に規定する旅費
- イ 退職等の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職階相当の出張諸費及び宿泊料
- ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う出張をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧所属事務所所在地までの前章の規定による前職階相当の旅費
- 四 外国在勤の職員等が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う帰任をしたときは、次に規定する旅費
- イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号イの規定に準じて計算した出張諸費及び宿泊料
- ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した出張諸費及び宿泊料
- ハ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合

に限り、イ又はロに規定する旅費のほか、次に規定する旅費

- ① 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職階相当の出張諸費及び宿泊料。ただし、出張諸費については15日分、宿泊料については、15夜分を超えることができない。
- ② 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職階相当の旅費（支度料を除く。）
- ③ 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う出張をした場合
に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号口の規定に
準じて計算した旅費

五 外国在勤の職員等が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から旧所属個所所在地までの前職階相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）

2 理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号口、第3号口又は第4号ハに規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第33条 第4条第2項第7号の規定により支給する旅費は、職員等の旧在勤地から旧所属個所所在地までの前職階相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに旧所属個所所在地を居住地とみなして計算した旅費とする。

（休暇帰国の旅費）

第34条 第4条第2項第9号の規定により支給する旅費は、職員等の在勤地と本部事務所との間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。

2 前項の場合において、職員等が当該休暇帰国に際して扶養親族を随伴するときは、第29条第2項の規定に準じて計算した旅費（着後手当及び支度料に相当する部分を除く。）に相当する額を前項の旅費に加算して支給する。

（子女一時呼び寄せの旅費）

第35条 外国在勤の職員等（この条において「職員」という。）は、本邦に在留している職員の子（職員給与規程第13条第2項に規定する扶養手当の支給対象となる者に限る。以下「子女」という。）を在勤地に呼び寄せることができる。

2 子女の一時呼び寄せは、子女1人につき1会計年度に1回を限度とし、次年度への繰越し、職員等の帰国発令後の呼び寄せ、第4条第2項第9号に規定する休暇帰国とこの子女の一時呼び寄せを同一会計年度に併せて行うこと及び迂回移動は認めない。

3 職員は、第1項に該当する者の一時呼び寄せを実施しようとするときは、あらかじめ様式第6による許可願を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

4 子女の一時呼び寄せのために支給する旅費は、職員給与規程第3条別表第1に定める6等級の職員（この条において「6等級職員」という。）の本邦と在勤地との間の往復について出張の例に準じて計算した航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃（この条において「運賃」という。）の合計額から20,000円を差し引いた額とする。ただし、学生割引が適用される移動については、運賃の額は、割引を行った額とする。

5 12歳未満の子女の一時呼び寄せのために支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、

6等級職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の合計額の2分の1に相当する額に航空賃の10分の75に相当する額を加えた合計額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程に定めるもののほか、支部の旅費の運用に係るものは、必要に応じ別に定める。

附 則（平成16年度規程第16号）

この規程は、平成16年6月7日から実施する。

附 則（平成16年度規程第31号）

この規程は、平成16年10月1日から実施する。

附 則（平成17年度規程第10号）

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成17年度規程第48号）

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成18年度規程第41号）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成20年度規程第12号）

この規程は、平成20年8月1日から実施する。

この規程による改正後の旅費規程の規定は、平成20年8月1日以後に出発するものから適用し、同日前に出発したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年度規程第26号）

この規程は、平成20年11月1日から実施する。

附 則（平成20年度規程第47号）

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成21年度規程第23号）

この規程は、平成21年7月15日から実施する。

附 則（平成21年度規程第56号）

- 1 この規程は、平成22年3月26日から実施する。
- 2 改正後の旅費規程の規定は、この規定の実施の日以後に手続を開始する旅費の支給について適用し、施行日前に手続を開始した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度規程第21号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度規程第46号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度規程第68号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度規程第2号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年度規程第8号）

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年度規程第31号）

- 1 この規程は、平成29年3月10日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、平成29年4月1日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度規程第7号）

- 1 この規程は、平成30年10月12日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、平成30年10月12日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度規程第9号）

この規程は、平成30年11月14日から施行する。

附 則（2019年度規程第1号）

- 1 この規程は、2019年4月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程第5条第2項の規定は、2019年4月1日から適用する。

附 則（2020年度規程第64号）

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旅費規程の規定は、2021年4月1日以後に出発するものから適用し、同日前に出発した旅費の支給については、なお従前の例による。